

福祉医療費助成事務電子媒体提出に係るQ&A

令和5年6月末現在

No.	質問区分	質問	回答
1	確認試験	確認試験は必要か。	必要です。
2		確認試験は月1回か。	そのとおりです。 毎月15日までに受け付けた確認試験の結果を25日までに通知します。 エラーがなければ翌月から電子媒体で提出が可能となります。 エラーがあれば再度確認試験が必要です。
3		確認試験の結果エラーが残存する場合、複数回の提出は可能か。	クリティカルエラーが解消されない場合は、エラーが解消されるまで確認試験が必要です。
4		確認試験のデータは直近の診療月でないといけないのか。	直近でなくても問題ありません。
5		確認試験など所定の様式はダウンロードできるか。	連合会ホームページでダウンロードできます。
6		本院・分院またはチェーン店など複数の医療機関で1枚のCD-Rで確認試験を実施することは可能か。	薬局など株式会社で運営を行っており、1つのシステムから領収証明書データを作成している場合は、複数の医療機関データを1枚のCD-Rに作成しても問題はありません。 ただし、結果は各医療機関ごとに送付します。

No.	質問区分	質問	回答
7	領収証明書データ	患者の一部負担金に未収金がある場合、または一部未収金がある場合、領収証明書の提出方法は全回収するまで提出できないのか。	未収金分が患者（受給者）に支払われないように作成していただければ、問題ありません。
8		送付月は何月か。	連合会への提出月となります。例えば令和5年4月診療分を翌月5月15日に提出する場合、送付月は「50505」と編集してください。月遅れの場合も提出月となります。 ※15日の締め切りに間に合わず月末に提出する場合は、ご連絡ください。
9		スポーツ保険についてどのように提出するのか。	スポーツ保険対象であることが判明した場合は、連合会へは提出しないでください。
10		電子媒体（CSVデータ）が連合会で読み取りできない場合は翌月の提出となるのか。	CSVデータが外部インターフェイスに沿って作成されていない場合はデータを読み取れないことがあります。連合会からCSVデータの再作成及びCD-Rの再提出など至急の対応をお願いしています。 次の事例などは再作成を依頼します。 (例) ・氏名や受給資格番号の桁が多い。または受給者番号にハイフンが編集されている。 ・項目数が少ない ・送付月誤り

No.	質問区分	質問	回答
11	電子媒体での提出	電子媒体（CSVデータ）で提出する場合、医療機関単位で1枚のCD-Rを作成する必要があるか。本院・分院またはチェーン店など複数の医療機関で1枚での提出することは可能か。	薬局など株式会社で運営を行っており、1つのシステムから領収証明書データを作成している場合は、複数の医療機関データを1枚のCD-Rに作成しても問題はありません。ただし、電子媒体送付書については、各医療機関ごとに提出してください。
12		当月分は電子媒体、月遅れ分は紙の領収証明書での提出は可能か。	問題ありません。1枚のCD-Rにまとめていただいても構いません。送付月は連合会への提出月としてください。
13		電子媒体（CD-R）で提出した場合、CD-Rは返却はしてもらえるのか。	返却はいたしません。
14		電子媒体はCD-R以外のもの、例えばUSBなどでもよいか。	CD-Rで提出してください。
15		当院は医科と歯科があるが、CD-Rはそれぞれ必要か。	1枚のCD-Rで提出いただいても構いませんが、電子媒体送付書は医科・歯科それぞれ提出してください。
16		オンライン送付はできないのか。	三重県独自仕様のためオンラインでの送付はできません。
17		将来的に電子媒体での提出は必須か。	必須ではありませんが、事務軽減も図ることができるため、ご協力をお願いします。